

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 30 年 6 月 16 日現在

機関番号：13401

研究種目：基盤研究(B) (一般)

研究期間：2015～2017

課題番号：15H03497

研究課題名(和文)現代中・高生の「法知識」の実態に挑戦する法教育プログラムの開発

研究課題名(英文)Development of Law-Related Education Program based on legal knowledge and legal opinions of middle school students

研究代表者

橋本 康弘 (HASHIMOTO, YASUHIRO)

福井大学・学術研究院教育・人文社会系部門(教員養成)・教授

研究者番号：70346295

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 11,400,000円

研究成果の概要(和文)：本研究の目的は、日本の中・高校生の持つ法的知識や意見に基づいた法教育プログラムの開発にある。本研究では、日本の高校生を対象とした質問紙調査を実施した。その調査結果では、法知識は正しく有していても、法意見は反対の考え方を示すなど、「法知識と法意見の乖離」が生じている項目が散見された。本研究では、「法知識と法意見の乖離」が生じている「黙秘権」と「自白強要の禁止」について、授業を開発し、それを実施した。

研究成果の概要(英文)：The purpose of this research is to develop a law-related education program based on the legal knowledge and legal opinion of high school students in Japan. In this research, a questionnaire survey was conducted for high school students in Japan. In the survey results, items such as indicating legal opinions against opposing ideas, even though legal knowledge was correctly found. In this research, in particular, we developed program on "right of silent" and "prohibits of coerced confession" in which there is a gap between legal knowledge and law opinion.

研究分野：社会科教育学

キーワード：法教育 法知識 法意見 法意識 量的調査 質的調査 社会科教育

1. 研究開始当初の背景

(1) 社会的要請としての法教育の充実

学習指導要領改訂の「指針」として当時示された「育成すべき資質・能力を踏まえた教育目標・内容と評価の在り方に関する検討会」報告によると、そこでは、「児童・生徒に育成すべき資質・能力」を示した上で、各教科等でどのような教育目標・内容を取り扱うべきか検討すべきとした。当時示された報告書には、育成すべき資質・能力の一つにOECDが示す「キー・コンピテンシー」を取り上げていた。「キー・コンピテンシー」には、「紛争を処理し、解決する」「自らの権利、利害、限界やニーズを表明する」能力等が取り上げられていて、これらの能力等は法教育でのみ育成可能なものである。また、教科化された道徳においても、規範意識の涵養において法教育に一定の役割が期待されていた。このような状況から、引き続き、法教育の充実が目指されていたと整理出来る。

(2) 「子どもの現実」を直視した法教育研究の必要性

他方、これまでの日本の法教育研究は、外国研究、開発研究として行われることが多かった。外国研究としての法教育研究は、アメリカ合衆国の法教育研究がその中心であった。日本の法教育研究の進展にアメリカ合衆国の法教育研究が一定の役割があったことは否定できない。しかし、「アメリカ研究」はあくまで「アメリカの論理」に基づく研究である。日本の子どもの「実態」に即したカリキュラム開発研究が行われる必要があるが、当時の日本の法教育研究には、そのことを主眼に置いた研究が我々の研究以外に無かった。

(3) 小学生の「実態」だけでなく中・高校生の「実態」把握の必要性

我々は、科学研究費(基盤研究B)を取得し、「法・心理・教育研究者の協同による小学生の発達段階に対応する法教育プログラム開発」を研究課題に取り上げた研究を進めてきた(2012-04-01 - 2015-03-31)。この研究では、「みんなのことはみんなで決める」「ただし少数意見は尊重すべきである」といった民主主義の原則等に関する調査を行い、各々の学年の児童がどのような認識を持っているのかを明らかにした。他方、法に関する知識を本格的に学ぶ段階にある中学校・高等学校では、法に関する知識をどの程度、身につけているのか、生徒の法意見や法意識はどのようなものなのかに関する調査は手つかずの状況であった。本研究は、その手つかずの分野を開拓することを目的とした研究であった。

2. 研究の目的

本研究では、法教育の充実が現代教育において重要であるという認識を前提に、中学生

及び高等学校の生徒を対象とした「法認識」(ここで言う「法認識」とは、法に関する知識及び意見、意識を指すものとする)調査の結果を踏まえた法教育プログラムを開発することにあった。このような研究を行うことで、現代の生徒の「法認識」の現状を把握することが可能になること、現代の生徒の「法認識」を踏まえた実効性のある教育プログラムを開発し、提供できる。これら二つの学術的特色を持った研究であった。

3. 研究の方法

(1) 「法認識」質問紙作成の準備(2015年度)

日本で使用されている教科書に示される法知識の整理

現在日本で使用されている中学校社会(公民的分野)の教科書に示されている法知識をピックアップし、その「示された方」を整理する。その際、全ての教科書に共通して示されている法知識をピックアップし、基礎的・基本的な法知識・概念を措定する(担当:土井、根本、橋本)。以下、橋本は全てを担当。

問うべき法意見の整理

基礎的・基本的な法知識・概念と対になる法意見を整理する(担当:土井、根本)。本研究では、法知識とそれに対応する法意見を生徒に問うことで、「法知識は正しいが、それに対応する法意見が異なる」項目はどの項目なのかをあぶり出すことで、「なぜそのような状況なのか」を考察し、その状況を勘案し、その「課題」を克服する法教育プログラムの開発を目指すこととした。

問うべき法意識の整理

法社会学の学問分野では、成人を対象とした法意識調査を行ってきた。その事実をふまえ、「どのような法意識項目を調査すべきか」について、高校生の発達段階を踏まえ、洗い出しを行った(担当:橋場、佐伯)。

(2) 質問紙原案の作成(2015年度)

学校現場の教員へのヒアリング(問いの表現方法、問題を解くのにかかる時間等)や、(1)の作業内容を踏まえ、教育社会学における研究成果を活用し、調査項目の原案を作成した(担当:土井、根本、佐伯、小山、橋場)。

(3) 予備調査の実施と修正、分析(2015年~2016年度)

作成した質問紙原案について、予備調査を行うことで、法知識の問いが適切なものだったのか、問いが生徒に誤解を生じさせていなかったのか、時間配分は適切だったのかを確かめることが可能になる。本研究では、東京都立の中堅高校で予備調査(約400人)を行い、調査結果を踏まえ、質問紙の修正を行った(担当:土井、根本、佐伯、小山、橋場)。また、予備調査の結果について、その傾向を分析した(担当:研究分担者:小山、佐伯)。

(4) 本調査の実施(2016年9月~2017年3月)

5都府県14高校2700人を対象に本調査を行い、その結果を分析した(担当:小山、佐伯、小澤)

(5) 本調査を受けて法知識と法意見に乖離が見られる項目について、その理由の吟味と、その乖離を解消するための法教育プログラム開発(2017年度)

本調査を受けて、「法知識は正しいが法意見はその知識とは異なる」項目について、その理由を何かを検討し(担当:全員)、その齟齬を解消するための法教育プログラムを開発した(担当:根本、土井)

(6) 開発したプログラムの実施とその授業を受けた生徒の前後の認識の調査、分析(2017年度)

開発した授業を2校で実施し、その効果を測定するために、質問紙調査を行った(担当:根本、土井)。また、そのアンケート調査等の結果を分析した(担当:吉村、三浦、中原、渡部、桑原、磯山)

4. 研究成果

(1) 質問紙調査(2600人調査)の結果

本研究においては、質問紙調査は、分析を行う余裕がなく、高校生のみを対象として行った。調査の全体的な傾向等は、朝日新聞2017年4月「自白強要は仕方ない?高校生7割が肯定的」等でも報道されたが、本稿では、先述した「法知識と法意見の乖離」が見られた項目に絞って、その結果を論じたい。「乖離」が見られたのは下記の項目であった。

(法知識) 国民主権とは、国の政治のあり方を最終的に決める力が国民にあることをいう(正解)と(法意見) 18歳になり選挙権を得れば、毎回投票に行こうと思う。

(法知識) 日本国憲法は、国や社会全体のために役立つかどうかによって、人間の価値が決まるという考え方に基づいている(正解)と(法意見) たとえ親に強く反対されても大切にしたい自分の夢がある。

(法知識) 人権は、国が国民に対して特別に与えた権利であるから、憲法の条文で個別に掲げられているものだけが保障される(正解)と(法意見) 将来、裁判員に選ばれた場合、必ず参加しようと思う。

(法知識) 人権は、人が生まれながらにして持つ権利で、侵すことのできないものであるから、法律によって制限することができない(正解)と(法意見) それぞれが自分の権利や自由を主張すると、みんなの調和を乱し、全体の利益や秩序が損なわれることになると思う。

(法知識) 政治が誤った意見に基づいて行われることのないように、政治にかかわる意見を言う自由は、他の表現と比べて厳しく規制されている(正解)と(法意見) 政

治に関することについて他人の考え方や行為を批判することは、相手を傷つけるので、できるかぎり慎むべきだと思う。

(法知識) 被疑者を警察官が逮捕する前に、原則として、警察官は警察署長から逮捕令状を発行してもらう必要がある(正解)と(法意見) 安全・安心な社会を守るためには、警察が、厳格なルールにしばられずに、犯罪を行う危険のある人物を監視し、取り締まるようにすべきであると思う。

国民が裁判に参加する制度を設けないことは、国民主権に反する(正解)と(法意見) 将来、裁判員に選ばれた場合、必ず参加しようと思う。

(法知識) 日本国憲法では、被疑者や被告人は、取り調べや裁判のときに、自分が犯した罪をすべて正直に言わないといけないと定められている(正解)と(法意見) 被疑者・被告人は真実を明らかにするために知っていることを正直に話すべきだと思う。

(法知識) 日本国憲法では拷問は禁止されているが、拷問によって得た自白が真実であるなら、その自白を有罪の証拠としてもかまわない(正解)と(法意見) 多くの人命にかかわる重大な犯罪が発生しようとしている場合、共犯者と考えられる人に自白を強要してもいいと思う。

これらの項目のうち、特に、「自白」「逮捕令状」「表現の自由」について、「性別等」「社会階層」(独立変数:属性要因)、「中学校時代の学習経験」(独立変数:入学前要因)、「高校における学習経験(主として社会科の学習経験)」(独立変数:在学機関の教育要因)と「法知識と法意見の乖離」がどう関連しているのかについて、検討を行った。その結果、「自白」に関しては、「社会科の経験は、(正しい法知識と対応する)法意見と実質的には関係がない」「社会科の経験は、正しい法知識の形成にプラスになるものとマイナスになるものがある」こと、「逮捕令状」については、「蔵書数の影響が一貫して存在すること」、「表現の自由」については、「正しい法知識を有する生徒ほど、日常生活において、『授業の予習・復習』や『塾・予備校での勉強時間』が長くなる傾向にあること」等が明らかになった。また、法意識に関する調査についても、「法知識と法意見」の齟齬との関連について検討を行い、かつ、過去の調査(成人向け)との比較を行った。その結果、素朴な道徳観との関連において、道徳的意識が強いほど、法知識と一致しない意見の傾向があり、「個人主義的ではなく、集団協調的な価値観」が高校生に見受けられるのではないかと、といった仮説を立てるに至った。全体として、「法知識と法意見の乖離」に関しては、社会科の授業経験よりも、道徳的意識、素朴な道徳観が影響している可能性が高く、社会科の授業経験が「法知識と法意見」を一致させる上で有効に機能していない実態が明らかになった。

(2) 質問紙調査の結果を受けたプログラム開発とその実践結果

質問紙調査の結果を受けて、(1)の「黙秘権」と「自白強要の禁止」をテーマにした授業を開発し、2校で実践した。2校で実施した授業は、若干構成が異なるが、授業では、「黙秘権」や「自白強要の禁止」の意義を法学的な理論(刑事訴訟法)と「黙秘権」が成立した歴史的背景、「うそによる自白誘導の可能性」「黙秘権がなければ、立証責任を検察官ではなく、被告人が負うことになる可能性」等を踏まえたものとなっており、具体的かつ理論的な授業となっていた。なお、授業の合間に、生徒には、前述した4(1)やその質問や他の関連質問を行った。他、授業前後のアンケートも実施した。A高校の結果分析から、A高校では、法知識としての「黙秘権」や「自白強要の禁止」の意義の理解度は高まったが、法意見としての「黙秘権」の存在については、変容がほとんど見られなかった。授業の構成要素であった「取り調べにおいて拷問や暴力が加えられない限り、自白することない」という問いでは、授業前と後では、「自白する可能性が高い」という知識の理解度は高まっており、かつ、「たとえ、長期にわたって抑留、拘禁されて取り調べを受けたとしても、本当に罪を犯していなければ、自白することはない」という問いでは、授業前と後では、「自白する可能性が高い」という知識の理解度は高まっている。しかし、事実認識を積み重ねたとしても、法知識に対応した法意見の変容が見られなかった。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[学会発表](計5件)

橋本康弘・佐伯昌彦、高校生の法的意識の調査、国連犯罪防止刑事司法会議、2018.5

橋本康弘・小山治・佐伯昌彦・小澤昌之・橋場典子、日本の高校生はどのような法知識及び法意見を有しているのか - 「2000人調査」の分析を通して、法社会学会関東研究支部 2018.4

橋本康弘・磯山恭子・桑原敏典・中原朋生・三浦朋子・吉村功太郎・渡部竜也、「2000人調査」を踏まえた高校公民科の改革 法教育を視点にして、日本社会科教育学会、2017.9

橋本康弘・小山治・小澤昌之・土井真一・根本信義、高校生の法知識・法意見を踏まえた法教育のあり方の研究 全国2000人調査の分析を通して、法と教育学会、2017.9

橋本康弘、「公共」の可能性と課題、日本公民教育学会春季研究会、2017.4

6. 研究組織

(1) 研究代表者

橋本 康弘 (HASHIMOTO, Yasuhiro)

福井大学・学術研究院教育・人文社会系部門・教授

研究者番号：70346295

(2) 研究分担者

土井 真一 (DOI, Masakazu)

京都大学・法学研究科・教授

研究者番号：70243003

根本信義 (NEMOTO, Nobuyoshi)

筑波大学・人文社会系・教授

研究者番号：00436247

佐伯昌彦 (SAEKI, Masahiko)

千葉大学・大学院社会科学研究院・准教授

研究者番号：10547813

小山治 (KOYAMA, Osamu)

京都産業大学・全学共通教育センター・准教授

研究者番号：50621562

橋場典子 (HASHIBA, Noriko)

立教大学法学部・特別研究員(日本学術振興会)

研究者番号：90733098

吉村功太郎 (YOSHIMURA, Koutarou)

宮崎大学・教育学研究科・教授

研究者番号：00270265

桑原敏典 (KUWABARA, Toshinori)

岡山大学・教育学研究科・教授

研究者番号：70294395

磯山恭子 (ISOYAMA, Kyouko)

静岡大学・教育学部・教授

研究者番号：90377705

中原朋生 (NAKAHARA, Tomoo)

川崎医療短期大学・医療保育科・教授

研究者番号：30413511

渡部竜也 (WATANABE, Tatsuya)

東京学芸大学・教育学部・准教授

研究者番号：10401449

三浦朋子 (MMIURA, Tomoko)

亜細亜大学・法学部・准教授

研究者番号：70586479

(3) 連携研究者

小澤昌之 (OZAWA, Masayuki)

東京学芸大学・教育学部・研究員

研究者番号：10711062